

遠賀町内事業所等調書

この調書は、遠賀町内に事業所(本社(本店)又は受任地)がある場合のみ記入すること。

①遠賀町内にある事業所等外部の写真を貼付すること。 (看板・標識・入口を含めた外観がわかるもの)

注意:看板・標識等は文字が判読できること。

注意:事務所等の状態が分かる全景・入口の写真。

(全景写真1枚で、看板等の文字が読み取れない場合、
入口の看板等も別紙に貼付してください。)

令和 年 月 日撮影

遠賀町内の事業所が

☐本社又は本店である場合

☐受任地である場合

・事業所等の名称

(商号等名)

(支店等名)

・事業所の所在地 〒

遠賀町

・事業所の電話番号

()

・事業所のFAX番号

()

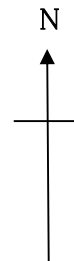
②事務所等の内部の写真を貼付すること。 (机・パソコン・電話・FAX等、内部概要がつかめるもの)

注意:写真1枚で判断不能な場合は、別紙に貼付してください。

令和 年 月 日撮影

②事務所等付近地図

(事業所所在地は、赤色のペンで記入すること。
また、地図を貼付けてもよい。)



注意:国道・公道・公共施設等の記載された町内事業所への略図

※白黒プリントは不可。(申請日前1ヶ月以内のもの)